

号外第14（令和2年9月25日発行）	発行日 5日、15日、25日
<h1>横 浜 市 報</h1>	発行所
	横浜市役所 横浜市中区本町6丁目50番地の10

目 次

頁

[条例]

△	横浜市市税条例等の一部を改正する条例【財政局税制課】	2
△	横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例【健康福祉局医療援助課】	9
△	横浜市建築基準条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	11
△	横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例【建築局建築企画課】	12

条例

横浜市市税条例等の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第37号

横浜市市税条例等の一部を改正する条例

(横浜市市税条例の一部改正)

第1条 横浜市市税条例(昭和25年8月横浜市条例第34号)の一部を次のように改正する。

第21条第5項中「第9項」を「第14項」に改める。

第26条の2第1項の表中「第292条第1項第4号の5」を「第292条第1項第4号の2」に改め、同条第2項中「、同項第2号の連結事業年度開始の日から6月の期間若しくは同項第3号の連結法人税額の課税標準の算定期間又は同項第4号」を「若しくは同項第2号の期間又は同項第3号」に改め、同条第5項を削る。

第29条中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第29条の4の2第1項中「第4条の7」を「第4条の3」に改め、「又は各連結事業年度」を削り、同条第2項中「又は各連結事業年度」を削る。

第33条の6第4項中「第66条の7第4項及び第10項」を「第66条の7第5項及び第11項」に改める。

第34条第1項ただし書中「よって」を「より」に、「第314条の2第5項」を「第314条の2第4項」に改め、同項第5号中「寡婦(寡夫)控除額」を「寡婦控除額、ひとり親控除額」に改める。

第34条の3の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改める。

第34条の4の見出し中「扶養親族等申告書」を「扶養親族申告書」に改め、同条第1項中「若しくは単身児童扶養者である者」を削る。

第41条第4項中「よって」を「より」に、「は」を「には」に改め、「これを」を削り、同項に後段として次のように加える。

この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知するものとする。

第41条第9項中「第343条第9項」を「第343条第10項」に改め、同項を同条第10項とし、同条中第8項を第9項とし、第5項から第7項までを1項ずつ繰り下げ、第4項の次に次の1項を加

える。

5 法第343条第5項の規定に基づく政令で定める方法により探索を行ってもなお固定資産の所有者の存在が不明である場合（前項に規定する場合を除く。）には、その使用者を所有者とみなして、固定資産課税台帳に登録し、その者に固定資産税を課する。この場合において、当該登録をしようとするときは、あらかじめ、その旨を当該使用者に通知するものとする。

第47条第2項中「第349条の3第28項」を「第349条の3第27項」に改め、同条第3項中「第349条の3第29項」を「第349条の3第28項」に改め、同条第4項中「第349条の3第30項」を「第349条の3第29項」に改める。

第54条中「所有者」の次に「（第57条の3の規定により申告すべき者を除く。）」を加える。

第56条中「よって」を「より」に、「第41条第8項及び第9項」を「第41条第9項及び第10項」に改める。

第57条の2の次に次の1条を加える。

第57条の3 現所有者（法第384条の3に規定する現所有者をいう。以下この条及び次条において同じ。）は、現所有者であることを知った日の翌日から3月を経過した日までに、次に掲げる事項を市長に申告しなければならない。

- (1) 現所有者の住所又は所在地及び氏名又は名称並びに次号に規定する個人との関係
- (2) 土地又は家屋の所有者として登記簿又は土地補充課税台帳若しくは家屋補充課税台帳に登録又は登録がされている個人の住所及び氏名
- (3) 固定資産の種類及び所在地
- (4) その他市長が必要と認める事項

第58条第1項中「第41条第8項及び第9項」を「第41条第9項及び第10項」に、「よって所有者」を「より所有者」に、「又は」を「若しくは」に、「よって申告すべき」を「より、又は現所有者が前条の規定により申告すべき」に改める。

第87条第1項中「よって」を「より」に、「第469条第2項」を「第469条第3項」に改める。

第130条第2項中「第8項及び第9項」を「第9項及び第10項」に改める。

附則第7条及び第8条を次のように改める。

（寄附金税額控除の特例の対象となる請求権の放棄）

第7条 法附則第60条第3項に規定する条例で定めるものは、新型コロナウイルス感染症等の影響に対応するための国税関係法律の臨時特例に関する法律（令和2年法律第25号）第5条第4

項に規定する指定行事の同条第1項に規定する中止等により生じた同項に規定する入場料金等払戻請求権の全部又は一部の放棄の全てとする。

第8条 削除

附則第9条第1項中「、第2号及び第6号」を「及び第5号」に、「第33項、第38項、第44項、第45項並びに第47項」を「第30項、第34項、第38項、第39項並びに第41項」に、「又は第15条の3」を「、第15条の3、第61条第1項又は第62条」に改め、「第15条の3まで」の次に「、第61条第1項又は第62条」を加え、同条第3項を削り、同条第4項中「同項第6号」を「同項第5号」に改め、同項を同条第3項とし、同条中第5項を第4項とし、第6項を第5項とし、同条第7項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第8項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第7項とし、同条第9項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第30項」に改め、同項を同条第8項とし、同条第10項中「附則第15条第38項」を「附則第15条第34項」に改め、同項を同条第9項とし、同条第11項中「附則第15条第44項」を「附則第15条第38項」に改め、同項を同条第10項とし、同条第12項中「附則第15条第45項」を「附則第15条第39項」に改め、同項を同条第11項とし、同条第13項中「附則第15条第47項」を「附則第15条第41項」に改め、同項を同条第12項とし、同条に次の1項を加える。

13 法附則第62条に規定する条例で定める割合は、零とする。

附則第12条第2項中「平成32年度」を「令和5年度」に改める。

附則第13条の3の3を次のように改める。

(新築認定長期優良住宅に対して課する都市計画税の減額)
第13条の3の3 法附則第15条の7の規定は、長期優良住宅の普及の促進に関する法律(平成20年法律第87号)の施行の日から令和4年3月31日までの間に新築された同条第1項に規定する認定長期優良住宅である住宅(法附則第15条の6第1項に規定する住宅をいう。次条、附則第13条の7第1項及び附則第13条の8第1項において同じ。)で法附則第15条の7第1項の規定に基づく政令で定めるものに対して課する都市計画税について準用する。この場合において、同項中「この条及び附則第15条の9の2」とあるのは「横浜市市税条例(以下「条例」という。) 附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用するこの条」と、「次項又は次条」とあるのは「条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する次項」と、「この項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用するこの項」

と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、同条第2項中「次条第1項、第3項又は第4項の規定の適用がある場合を除き、当該住宅」とあるのは「当該住宅」と、「住宅にあってはこの項」とあるのは「住宅にあっては条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用するこの項」と、「政令で定めるところ」とあるのは「この項の規定に基づく政令で定める算定の方法に準じて規則で定めるところ」と、「)にあってはこの項」とあるのは「)にあっては同条第1項において読み替えて準用するこの項」と、同条第3項中「前2項」とあるのは「条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する前2項」と、同条第4項中「前項」とあるのは「条例附則第13条の3の3第1項において読み替えて準用する前項」と、「同項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する前項」と、「第1項」とあるのは「同条第1項において読み替えて準用する第1項」と読み替えるものとする。

2 前条の規定は、前項において読み替えて準用する法附則第15条の7第1項又は第2項の規定による都市計画税の減額を受けようとする場合について準用する。この場合において、前条中「同項又は同条第2項」とあるのは「次条第1項において読み替えて準用する法附則第15条の7第1項又は第2項」と読み替えるものとする。

附則第13条の3の4第1項中「(法附則第15条の6第1項に規定する住宅をいう。以下この条、附則第13条の7第1項及び附則第13条の8第1項において同じ。)」を削り、「前条において」を「前条第1項において読み替えて」に改め、同条第2項中「前条において」を「前条第1項において読み替えて」に改める。

附則第13条の7第1項、第13条の8第1項、第13条の8の2第1項及び第13条の8の3第1項中「平成32年3月31日」を「令和4年3月31日」に改める。

附則第13条の9第1項中「平成32年3月31日」を「令和5年3月31日」に改める。

附則第16条の6第3項中「令和2年9月30日」を「令和3年3月31日」に改める。

第2条 横浜市市税条例の一部を次のように改正する。

第33条の6第1項中「第4項、第19項、第22項及び第23項」を「第31項、第34項及び第35項」に、「第4項、第19項及び第23項」を「第31項及び第35項」に、「同条第22項」を「同条第34項」に、「第3項」を「第2項後段」に、「よって」を「より」に改め、同条第2項中「よって」を「より」に、「第3項」を「第2

項後段」に、「同条第22項」を「同条第34項」に改め、同条第3項中「よって」を「より」に、「その連結事業年度開始の日から6月」を「その事業年度開始の日から6月経過日（同項に規定する6月経過日をいう。以下この項において同じ。）の前日まで」に、「当該連結事業年度開始の日から6月」を「当該事業年度開始の日から6月経過日の前日まで」に改め、同条第4項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の7第5項及び第11項又は第68条の91第4項及び第10項」を「第66条の7第4項及び第10項」に、「第321条の8第24項」を「第321条の8第36項」に、「第4項、第22項又は第23項」を「第34項又は第35項」に改め、同条第5項中「又は各連結事業年度」を削り、「第66条の9の3第4項及び第10項又は第68条の93の3第4項及び第10項」を「第66条の9の3第3項及び第9項」に、「第321条の8第25項」を「第321条の8第37項」に、「第4項、第22項又は第23項」を「第34項又は第35項」に改め、同条第6項中「第321条の8第26項」を「第321条の8第38項」に、「第4項、第22項又は第23項」を「第34項又は第35項」に改め、同条第7項中「第321条の8第42項」を「第321条の8第52項」に、「同条第42項」を「同条第52項」に改め、同条第8項中「第321条の8第44項」を「第321条の8第54項」に改め、同条第10項中「第75条の4第2項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。以下この項において同じ。）の規定により同法第75条の4第2項」を「第75条の5第2項の規定により同項」に改め、「若しくは同法第81条の24の3第1項」を削り、「第321条の8第46項後段」を「第321条の8第56項後段」に、「第75条の4第1項」を「第75条の5第1項」に改め、「又は同法第81条の24の3第1項の規定により指定する期間（同条第2項において準用する同法第75条の4第5項の規定により当該期間として当該指定があったものとみなされた期間を含む。）」を削り、同条第11項中「第321条の8第47項」を「第321条の8第57項」に、「第321条の8第4項、第19項若しくは第23項」を「第321条の8第31項若しくは第35項」に改め、同条第12項中「第321条の8第53項」を「第321条の8第63項」に改め、同条第13項中「第321条の8第51項」を「第321条の8第61項」に改め、同条第14項中「第75条の4第3項若しくは第6項（同法第81条の24の3第2項において準用する場合を含む。）」を「第75条の5第3項若しくは第6項」に改める。

附則第9条第1項中「第61条第1項又は第62条」を「第63条第1項又は第64条」に改め、同条第13項中「附則第62条」を「附則第64条」に改める。

（横浜みどり税条例の一部改正）

第3条 横浜みどり税条例（平成20年12月横浜市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項中「若しくは各連結事業年度」を削り、「第312条第3項第3号」に改める。

（横浜市市税条例等の一部を改正する条例の一部改正）

第4条 横浜市市税条例等の一部を改正する条例（令和元年6月横浜市条例第6号）の一部を次のように改正する。

第1条のうち横浜市市税条例第34条第1項中第8号を第9号とし、第7号の次に1号を加える改正規定を削る。

附則第1項第4号を次のように改める。

(4) 削除

附則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第1条中横浜市市税条例（以下「市税条例」という。）第29条及び第34条第1項の改正規定並びに市税条例附則第7条及び第8条、第13条の3の3並びに第13条の3の4の改正規定並びに第2条中市税条例附則第9条の改正規定並びに次項及び附則第12項の規定 令和3年1月1日

(2) 第1条中市税条例第21条第5項、第26条の2及び第29条の4の2の改正規定、第2条中市税条例第33条の6の改正規定並びに第3条の規定並びに附則第4項及び第5項の規定 令和4年4月1日

（市民税に関する経過措置）

2 第1条の規定による改正後の市税条例（以下「新条例」という。）第29条及び第34条第1項の規定は、令和3年度以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和2年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

3 新条例第34条の4第1項の規定は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後に支払を受けるべき所得税法（昭和40年法律第33号）第203条の6第1項に規定する公的年金等（同法第203条の7の規定の適用を受けるものを除く。）について提出する新条例第34条の4第1項に規定する申告書について適用する。

4 附則第1項第2号に掲げる規定による改正後の市税条例及び横浜みどり税条例の規定は、同号に掲げる規定の施行の日（以下この項及び次項において「2号施行日」という。）以後に開始する事業年度（所得税法等の一部を改正する法律（令和2年法律第8号）第3条の規定（同法附則第1条第5号ロに掲げる改正規定に

- 限る。)による改正前の法人税法(昭和40年法律第34号。以下この項及び次項において「令和4年旧法人税法」という。)第2条第12号の7に規定する連結子法人(次項において「連結子法人」という。)の連結親法人事業年度(令和4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結親法人事業年度をいう。次項において同じ。)が2号施行日前に開始した事業年度を除く。)分の法人の市民税について適用する。
- 5 2号施行日前に開始した事業年度(連結子法人の連結親法人事業年度が2号施行日前に開始した事業年度を含む。)分の法人の市民税及び2号施行日前に開始した連結事業年度(令和4年旧法人税法第15条の2第1項に規定する連結事業年度をいう。以下この項において同じ。)(連結子法人の連結親法人事業年度が2号施行日前に開始した連結事業年度を含む。)分の法人の市民税については、附則第1項第2号に掲げる規定による改正前の市税条例及び横浜みどり税条例の規定は、なおその効力を有する。
(固定資産税に関する経過措置)
- 6 別段の定めがあるものを除き、新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和2年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和元年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 7 新条例第41条第4項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和2年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。
- 8 新条例第41条第5項の規定は、令和3年度以後の年度分の固定資産税について適用する。
- 9 施行日前に新条例第57条の3に規定する現所有者であることを知った者については、第1条の規定による改正前の市税条例(以下「旧条例」という。)第54条の規定は、なおその効力を有する。
- 10 新条例第57条の3の規定は、施行日以後に、同条に規定する現所有者であることを知った者について適用する。
- 11 平成30年4月1日から令和2年3月31日までの間に取得された旧条例附則第9条第3項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。
(都市計画税に関する経過措置)
- 12 新条例附則第13条の3の3の規定は、令和3年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和2年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第38号

横浜市小児の医療費助成に関する条例の一部を改正する
条例

横浜市小児の医療費助成に関する条例（平成6年9月横浜市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「9歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後に」を削り、「には」を「であって、次のいずれかに該当するときには」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 対象小児が1歳に達する日の属する月の翌月の初日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にあるときであって、次に掲げる区分に応じそれぞれ次に定める日が1月から7月までの間にあるときはその日の属する年の前々年の、8月から12月までの間にあるときはその日の属する年の前年の当該対象小児の保護者の所得が、次項に規定する規則で定める額以上であるとき。

ア 対象小児が1歳に達する日の属する月の翌月の初日から2歳に達する日の属する月の末日までの間にあるとき 1歳に達する日の翌日

イ 対象小児が2歳に達する日の属する月の翌月の初日から3歳に達する日の属する月の末日までの間にあるとき 2歳に達する日の翌日

(2) 対象小児が9歳に達する日以後の最初の3月31日の翌日以後にあるとき。

第4条第2項中「対象幼児等」という。）の次に「であって3歳に達する日の属する月の翌月の初日以後にあるもの」を加える。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

（準備行為）

2 この条例による改正後の横浜市小児の医療費助成に関する条例（以下「新条例」という。）の規定に基づく医療証の交付の申請の手続その他のこの条例の施行のために必要な準備行為は、この条例の施行の日（以下「施行日」という。）前においても行うことができる。

（経過措置）

3 新条例の規定は、施行日以後に対象小児が受けた医療に係る費

用の助成について適用し、施行日前に対象小児が受けた医療に係る費用の助成については、なお従前の例による。

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文 子

横浜市条例第39号

横浜市建築基準条例の一部を改正する条例

横浜市建築基準条例（昭和35年10月横浜市条例第20号）の一部を次のように改正する。

第6条第2項中「2メートル」の次に「（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内にある場合は、90センチメートル）」を加える。

第16条第2項に次のただし書を加える。

ただし、規則で定める基準に従い、警報設備を設けることその他これに準ずる措置が講じられている場合においては、この限りでない。

第28条第2項中「1.5メートル」の次に「（階数が3以下で延べ面積が200平方メートル未満の建築物の敷地内にある場合は、90センチメートル）」を加える。

第56条第3項中「第53条の2」を「第53条の3」に改める。

附 則

（施行期日）

1 この条例は、公布の日から施行する。

（経過措置）

2 この条例の施行前にしたこの条例による改正前の横浜市建築基準条例に違反する行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年9月25日

横浜市長 林 文子

横浜市条例第40号

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例の一部を改正する条例

横浜市地区計画の区域内における建築物等の制限に関する条例（平成3年12月横浜市条例第57号）の一部を次のように改正する。

第9条第3項中「当該建築物の敷地と道路との境界線又は隣地境界線までの」を「別表第7(ウ)欄に定める」に、「別表第7(ア)欄」を「同表(ア)欄」に改める。

別表第1に次のように加える。

都筑川向町南耕地地区地区整備計画区域	都市計画法第20条第1項の規定により告示された横浜国際港都建設計画都筑川向町南耕地地区地区計画において地区整備計画が定められている区域
--------------------	---

別表第2に次のように加える。

都筑川向町南耕地地区地区整備計画区域	物流・工業A地区 物流・工業B地区	次に掲げる建築物以外のもの 1 保育所又は児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第10項に規定する小規模保育事業、同条第12項に規定する事業所内保育事業その他これらに類する事業に使用する施設 2 診療所 3 事務所 4 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートル以内のもの 5 自動車車庫 6 工場（法別表第2(ウ)項第3号(1)から(8の2)まで及び(8の4)から(20)まで並びに(イ)項第1号(13)、(14)、(16)から(22)まで、(24)、(29)及び(30)に掲げるものを除く。） 7 倉庫 8 法別表第2(イ)項第2号に掲げる危険物の貯蔵又は処理に供するもの 9 前各号の建築物に附属するもの
	沿道利用地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舎又は下宿 3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 4 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの

		5 法別表第2(ぬ)項第1号から第3号までに掲げるもの
	周辺環境調整地区	1 住宅 2 共同住宅、寄宿舍又は下宿 3 老人ホーム、福祉ホームその他これらに類するもの 4 店舗、飲食店その他これらに類する用途に供するもので、その用途に供する部分の床面積の合計が500平方メートルを超えるもの 5 マージャン屋、ぱちんこ屋、射的場、勝馬投票券発売所、場外車券売場その他これらに類するもの 6 法別表第2(ぬ)項に掲げるもの

別表第6に次のように加える。

都筑川向町南 耕地地区地区 整備計画区域	物流・工業A 地区	25,000平方メートル	—
	物流・工業B 地区	15,000平方メートル	
	沿道利用地区	200平方メートル	公衆便所、巡査派出所その他これらに類する公益上必要な建築物の敷地として使用する土地
	周辺環境調整 地区	125平方メートル	—

別表第7に次のように加える。

都筑川向町南 耕地地区地区 整備計画区域	物流・工業A 地区 物流・工業B 地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び隣地境界線までの距離は、5メートル以上とする。	—
	沿道利用地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線までの距離は1メートル以上とし、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とする。	次のいずれかに該当する建築物又は建築物の部分 1 外壁又はこれに代わる柱の中心線の長さの合計が3メートル以下であるもの
	周辺環境調整 地区	建築物の外壁又はこれに代わる柱の面から前面道路の境界線及び横浜国際港都建設計画都筑川向町南耕地地区地区計画の区域の境界線までの距離は1メートル	2 物置その他これに類する用途に供し、軒の高さが2.3メートル以下で、かつ、床面積の合計が5平方メートル以内であるもの

		以上とし、隣地境界線までの距離は0.5メートル以上とする。	
--	--	-------------------------------	--

別表第8に次のように加える。

都筑川向町南耕地地区地区整備計画区域	物流・工業A地区 物流・工業B地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 45メートル 2 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画都筑川向町南耕地地区地区計画の区域の境界線までの水平距離のうち最小のものに1.5を乗じて得たものに10メートルを加えた数値。ただし、当該境界線が区域外の水面に接する部分については、当該水面の幅の2分の1だけ当該境界線が区域外側にあるものとみなす。 	—
	沿道利用地区 周辺環境調整地区	<ol style="list-style-type: none"> 1 20メートル 2 建築物の各部分から前面道路の中心線又は隣地境界線までの真北方向の水平距離に0.6を乗じて得たものに10メートルを加えた数値 3 建築物の各部分から横浜国際港都建設計画都筑川向町南耕地地区地区計画の区域の境界線までの水平距離のうち最小のものに1.5を乗じて得たものに10メートルを加えた数値 	

別表第12に次のように加える。

都筑川向町南耕地地区地区整備計画区域	物流・工業A地区 物流・工業B地区	100分の22.5	
	沿道利用地区	100分の15	
	周辺環境調整地区	100分の22.5（敷地面積が1,000平方メートル未満の建築物にあっては、100分の10）	

別表第13港北箕輪町二丁目地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

港北箕輪町二丁目地区地区整備計画区域	A 地 区	—	—
--------------------	-------	---	---

別表第13 恩田駅南地区地区整備計画区域の項を削り、同表泉ゆめが丘地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

泉ゆめが丘地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区	—	—
-----------------	----------------	---	---

別表第13 川和町駅周辺西地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

川和町駅周辺西地区地区整備計画区域	A-1地区 A-2地区	<p>1 計画図に示す広場1又は広場2に面する建築物の1階部分は、にぎわい形成に寄与するため、ガラスを用いるなど開放感のあるものとする。</p> <p>2 建築物の屋上に設置する建築設備等（太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を除く。）は、建築物と調和した遮蔽物で囲むなど乱雑な外観とならないものとする。</p> <p>3 駐車場又は駐輪場は、植栽で囲むなど乱雑な外観とならないものとする。</p>	—
	B-1地区	<p>1 建築物の屋上に設置する建築設備等（太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を除く。）は、建築物と調和した遮蔽物で囲むなど乱雑な外観とならないものとする。</p> <p>2 駐車場又は駐輪場は、植栽で囲むなど乱雑な外観とならないものとする。</p>	—

別表第13 綱島東一丁目地区地区整備計画区域の項を次のように改める。

	A地区	建築物の色彩は、周囲の建築物の色彩と調和したものとする。	
--	-----	------------------------------	--

<p>綱島東一丁目 地区地区整備 計画区域</p>	<p>B 地 区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の色彩は、周囲の建築物の色彩と調和したものとする。 2 建築物の壁面による圧迫感を軽減するため、建築物の柱等のデザインや色彩等によって壁面を分節するものとする。 3 計画図に示す広場2に面する建築物の1階部分は、開口部を設けるなど建築物内部の活動やにぎわいを望むことができるようなものとする。 4 屋外広告物については、過剰に照らすことを避け、光源を点滅させる照明装置は設置しないものとする。 5 屋外に設ける建築設備等（太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を除く。）は、周囲から容易に望見されないよう遮蔽するなど乱雑な外観とならないものとする。 6 駐車場又は駐輪場は、植栽で囲むなど乱雑な外観とならないものとする。 	<p>—</p>
-----------------------------------	--------------	---	----------

別表第13に次のように加える。

<p>都筑川向町南 耕地地区地区 整備計画区域</p>	<p>物流・工業A 地区 物流・工業B 地区</p>	<ol style="list-style-type: none"> 1 建築物の屋上に設置する建築設備等（太陽光発電設備及び太陽熱利用設備を除く。）は、建築物と調和した遮蔽物で囲むなど乱雑な外観とならないものとする。 2 駐車場又は駐輪場は、植栽で囲むなど乱雑な外 	<p>—</p>
-------------------------------------	--	---	----------

		観とならないものとする。 。
	沿道利用地区 周辺環境調整 地区	建築物の屋根及び外壁の 色彩並びに屋外広告物の色 彩、大きさ及び形状は、地 区の景観と調和したもの とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。